

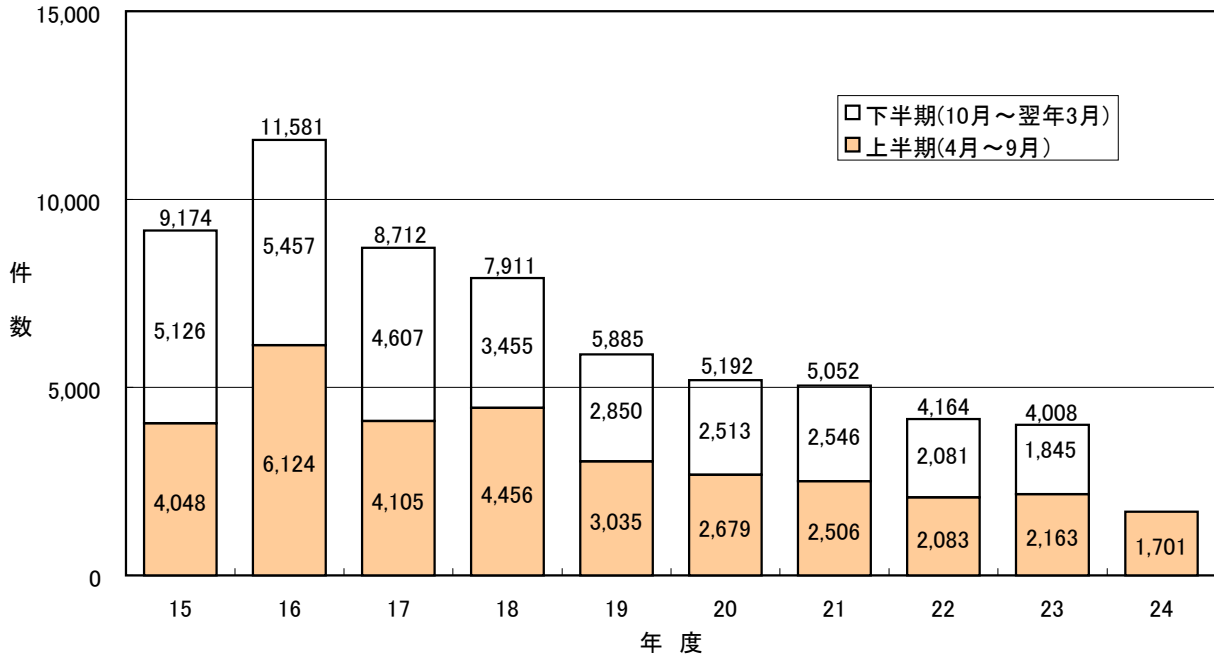


平成24年度（上半期）消費生活相談状況の概要

1 相談受付状況

平成24年度上半期（4月～9月）に、愛媛県消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は総計1,701件で、前年度同期と比較して、462件（21.4%）減少しました。

年度別相談件数の推移



2 相談の特徴

① **40歳代の相談が最多** 年代別にみると、最も相談が多いのは40歳代で、次いで70歳代以上、30歳代の順となっています。

② **架空請求相談が増加** 架空請求に関する相談件数は68件で、前年度同期の41件と比べ、27件（65.9%）増加しました。

③ **フリーローン・サラ金相談が減少** フリーローン・サラ金に関する相談件数は121件で、前年度同期の164件と比べ、43件（26.2%）減少しました。

④ **金融商品に関する相談の契約金額倍増** 金融商品（未公開株、公社債、ファンド型投資商品など）に関する相談件数は前年度同期より減少しましたが、依然として60歳代以上からの相談が多く、全体の約9割を占めています。また、契約金額を確認できたものから算出した平均契約金額は2,029万円で、前年度平均の1,068万円の約2倍となっています。

⑤ **健康食品に関する相談が増加** 注文した覚えのない健康食品の送り付けが頻発するなど、健康食品に関する相談件数は43件で、前年度同期と比べ、9件（26.5%）増加しました。

販売購入形態別件数（4月～9月）（単位：件、%）

形態区分	24年度上半期	23年度上半期
店舗購入	554 (32.6%)	682 (31.5%)
通信販売	461 (27.1%)	562 (26.0%)
電話勧誘販売	150 (8.8%)	183 (8.5%)
訪問販売	131 (7.7%)	208 (9.6%)
マルチ販売	29 (1.7%)	30 (1.4%)
その他・無店舗販売	11 (0.6%)	20 (0.9%)
ネガティブ・オプション (送りつけ商法)	4 (0.2%)	3 (0.1%)
不明・無関係	361 (21.2%)	475 (22.0%)
合計	1,701 (99.9%)	2,163 (100.0%)

〔注：（ ）内は合計に占める割合。合計100%でない場合有〕

※平成24年度上半期の消費生活相談内容の詳細は、県消費生活センターのホームページをご覧ください。
<http://www.pref.ehime.jp/ecc/toukei/upload/24kamisoudan.pdf>

デジタルコンテンツに関するトラブルにご注意！

平成 24 年度上半期(4 月～9 月)当センターへの相談のうち、商品・役務別では、架空請求を含む「デジタルコンテンツ」(携帯電話やパソコン等でのインターネット利用に伴うサービス関係)の相談が 270 件で、最も多い結果となりました。主な相談内容とアドバイスは次のとおりです。

○**アダルト情報サイト(ワンクリック請求)**: 芸能サイトを見ていて、「無料動画」をクリックしたら、突然アダルトサイトにつながって、会員登録完了となり、〇万円を請求された。

→**アドバイス**: 身に覚えのないメールや画面での請求は、無視しましょう！ サイトを見ただけでは、こちらの個人情報は伝わっていないはず。相手に連絡をとらないことです。

○**サクラサイト商法**: タレントのマネージャーを名乗る人物から「本人の悩みを聞いてくれたら、〇〇万円の報酬をあげる。」とメールが届き、サイトに誘導され、メール交換代で〇〇万円を請求された。

→**アドバイス**: 雇われたサクラ(おとり、やらせ)が、甘い文句でだまし、有料サイトでお金を使わせる手口と思われます。「お金をあげる」などの話は信じず、無視しましょう！

○**オンラインゲーム**: 携帯電話を利用したゲームを無料と思い、子供に携帯を使わせていたら、利用料金〇〇万円と高額な請求が来た。

→**アドバイス**: 無料とうたっていてもゲームで使うアイテムが有料の場合も多く、また、利用に際しては通信費がかかるので、注意しましょう。

手口は年々、巧妙・悪質化しています。**振り込む前、支払う前に、冷静になって、まず家族やお近くの消費生活相談窓口、警察に相談しましょう。**

【消費生活相談窓口】 愛媛県消費生活センター(相談専用) 電話:089-925-3700
消費者ホットライン(全国共通) 電話:0570-064-370
各市町にも相談窓口があります。



啓発テレビ番組放映中!!



困った時はピピッと相談!

こまどりテレビ

消費生活センターでは、消費者トラブルの未然・拡大防止を目的に、悪質商法の手口や対処法、県内の消費生活相談窓口などを紹介する啓発番組を 11 月から放映しています。(11 月から 3 月まで月 2 回)

番組リポーターは松山市出身の落語家 林家 染太さん。番組では、染太さんが消費者トラブルの事例を落語で紹介し、また、消費生活センターで作成した「消費生活かるた」を使って、消費者トラブルを親しみやすく、わかりやすくお伝えしています。

平成 25 年 1 月の放送日時は、あいテレビで、次のとおりです。

- ☆1 月 10 日(木)「通信販売の利用は慎重に！」
 - ☆1 月 17 日(木)「開運商法にご注意！」
- よる 8 時 49 分からの放送です。是非ご覧ください！
(2 月以降は、第 2・3 木曜日に放映予定)

「こまどりテレビ」を見て、悪質商法の手口を知り、かしこい消費者になりましょう!!

第 2 回消費生活川柳優秀作品決定!!

多数のご応募ありがとうございました。選考の結果、次の 2 句が優秀作品に選ばれました。選ばれた皆さま、おめでとうございます!!

健康具
だまされ買わされ
床伏せる
東温市ペンネーム Y・M 作

元氣よく
手をあげる人
さくらかも
松山市ペンネーム T・N 作

引き続き消費生活に関する川柳を募集しています。はがき・FAX・メールなどに作品・住所・氏名・電話番号をご記入の上、ご応募ください。※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますのでご了承ください。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町 450 番地
愛媛県消費生活センター

FAX: 089-946-5539

E-mail: seikatu-center@pref.ehime.jp



発行: 愛媛県民環境部管理局県民生活課

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2 TEL: 089-912-2337

愛媛県消費生活センター

〒791-8014 松山市山越町 450 番地

TEL: 089-925-3700 (相談専用) FAX: 089-946-5539